

○青色防犯パトロールに関する事務取扱要領の制定について

(平成22年2月12日例規第5号)

[沿革] 平成31年4月例規第23号、令和3年1月第1号、4年10月第27号、12月第35号改正

別記のとおり制定し、平成22年2月22日から実施することとしたので、関係職員に周知徹底の上、適切な運用に努められたい。

別記

青色防犯パトロールに関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、自主防犯パトロールを行う団体その他の組織（以下「自主防犯団体」という。）が、自主防犯パトロールにおいて使用する自動車に青色回転灯等（回転式の構造又は光源が点滅する構造の青色防犯灯のことをいう。以下同じ。）を装備しようとする場合に必要とされる警察本部長（以下「本部長」という。）による証明書等の発行事務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 証明の目的

青色回転灯等を装備する自動車（以下「青色回転灯等装備車」という。）による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明（以下「青色防犯パトロール適格団体証明」という。）を警察から受けた自主防犯団体については、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第49条の3第1項に規定する自主防犯活動用自動車に青色回転灯等を装備することができることとされたことから、本部長による証明を行うものである。

第3 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 自主防犯パトロール 専ら地域の防犯のために自主的に行うパトロールをいう。
- (2) 青色防犯パトロール 青色回転灯等装備車を使用して行う自主防犯パトロールをいう。
- (3) 自主防犯活動活性化活動 警察から青色防犯パトロール適格団体証明を受け青色防犯パトロールを実施している自主防犯団体が、既に証明を受けているパトロール実施地域等に関係なく、自主防犯活動の活性化に寄与するために、青色回転灯等装備車を使用して行う活動をいう。

第4 証明書等の交付

1 青色防犯パトロール適格団体証明の要件

青色防犯パトロール適格団体証明の要件は、自主防犯団体が次に掲げる事項のい

ずれにも適合していることとする。

(1) 自主防犯団体が、次のいずれかに該当すること。

ア 奈良県又は奈良県内の市町村

イ 奈良県知事、本部長、警察署長若しくは市町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体又は委嘱を受けた者により構成される団体その他の組織

ウ 地域安全活動を行うことを主たる活動の目的とする次に掲げる団体

(ア) 一般社団法人又は一般財団法人

(イ) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人

(ウ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する市町村長の認可を受けた地縁による団体

エ アからウまでと同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体その他の組織

オ アからエまでに掲げるもののいずれかから防犯活動の委託を受けた団体その他の組織

(2) 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、原則として週1回以上の活動が見込まれること。

(3) 青色防犯パトロールの際に予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。

(4) 青色防犯パトロールが、次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。

ア 青色回転灯等は自動車の屋根に1個又は1体のみ装備すること。

イ 使用する青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものではないこと。

ウ 青色防犯パトロール以外では青色回転灯等を点灯させないこと（自主防犯活動活性化活動を行う場合を除く。）。

エ 青色防犯パトロールの実施地域以外では、青色回転灯等を点灯させた自主防犯パトロールを行わないこと（自主防犯活動活性化活動を行う場合を除く。）。

オ 自動車の車体に自主防犯団体の名称及び自主防犯パトロールを実施中であることを明確に表示すること。

カ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、青色回転灯等装備車章を自動車の後方から見えるように掲示すること。

キ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、青色回転灯等装備車1台につき1名以上のパトロール実施者がパトロール実施者証（別記様式第1。以下「

実施者証」という。)を携行すること。

2 申請窓口

青色防犯パトロール適格団体証明の申請については、当該申請に係る青色防犯パトロールの実施地域を管轄する警察署（当該青色防犯パトロールの実施地域が2以上の警察署の管轄区域にわたるときは、主たる地域を管轄する警察署とする。以下「管轄警察署」という。）の生活安全課で受理するものとする。

3 申請書類の受理

管轄警察署の長（以下「管轄警察署長」という。）は、青色防犯パトロール適格団体証明の申請を受けたときは、次に掲げる書類を受理するものとする。

- (1) 証明申請書（別記様式第2）
- (2) 団体の概要（別記様式第3）
- (3) 自動車による自主防犯パトロールの概要（別記様式第4）
- (4) 誓約書（別記様式第5）
- (5) 青色回転灯等装備車に係る自動車検査証記録事項が記載された書面
- (6) 青色回転灯等の取付位置、その灯火の大きさ及び形状が分かる図面又は写真並びにその灯火の光度等が分かる資料
- (7) 自主防犯団体の名称及び自主防犯パトロールを実施中であることの表示状況が分かる自動車の図面又は写真

4 申請書類受理時の留意事項

管轄警察署長は、申請書類を受理するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、申請書類を受理しないこと。
 - ア 配達、通勤等私的な業務を兼ねて青色防犯パトロールを行おうとするとき。
 - イ 防犯活動に藉口して自らの団体の存在をアピールするような活動を行い、又は行うおそれがあると認められるとき。
 - ウ 申請に係る団体又はその構成員が違法行為を行い、若しくは行うおそれがあると認められるとき又は反社会的勢力と関係を有すると認められるとき。
- (2) 申請の主体が、自主防犯団体の代表者であること。
- (3) 申請に係る青色防犯パトロールの実施地域が、実施人数等を勘案して適当な範囲であること。

5 受理番号の通知

- (1) 3の規定により証明申請書を受理した管轄警察署長は、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に連絡して受理番号の通知を受け、

当該証明申請書及び証明書等管理台帳（別記様式第6）に当該受理番号その他所要の事項を記載するものとする。

- (2) 生活安全企画課長は、管轄警察署長から証明申請書を受理した旨の連絡を受けたときは、証明書等管理台帳に、受理番号、受理月日その他所要の事項を記載するとともに、当該受理番号を通知するものとする。

6 申請書類の確認

管轄警察署長は、5の規定により受理番号の通知を受けたときは、青色防犯パトロール適格団体証明申請を行った自主防犯団体が1に規定する要件に適合するかを調査し、当該調査を完了したときは、青色防犯パトロール適格団体証明申請に関する進達書（別記様式第7）に意見を付した上、これに申請書類その他関係書類を添えて生活安全企画課長を経由して本部長に進達するものとする。

7 証明書等の交付

- (1) 生活安全企画課長は、申請に係る青色防犯パトロール適格団体証明を行うことが決定されたときは、青色防犯パトロール適格団体証明書（別記様式第8。以下「適格団体証明書」という。）、青色回転灯等装備車章（自主防犯パトロール用）（別記様式第9。以下「自主防犯パトロール標章」という。）及び実施者証（以下「証明書等」という。）を作成し、これを証明書等送付書（別記様式第10）に添えて管轄警察署長に送付するものとする。

- (2) 管轄警察署長は、証明書等の送付を受けたときは、青色防犯パトロール団体管理台帳（別記様式第11。以下「団体管理台帳」という。）を作成するとともに、次に掲げる事項を自主防犯団体の代表者に教示の上、当該証明書等を交付するものとする。この場合において、団体管理台帳の受領者欄に署名を求めるものとする。

ア 青色防犯パトロールに使用する自動車（以下「使用自動車」という。）の使用者（使用自動車複数ある場合には、それぞれの自動車の使用者）は、適格団体証明書の発行の日から15日以内に、自動車の使用の本拠地を管轄する運輸支局（軽自動車にあつては、軽自動車検査協会。以下「運輸支局等」という。）において、自動車検査証へ自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を受ける必要があり、この手続には、適格団体証明書が必要であること。

イ 証明書等を亡失し、又は損傷したときは、再交付申請書（別記様式第12）により証明書等の再交付を管轄警察署長に申請すること。この場合において、再交付申請の理由が、証明書等の損傷であるときは、損傷した証明書等を提出すること。

ウ 次に掲げる事項を変更しようとするときは、証明書記載事項変更申請書（別記様式第13）に証明書等その他関係書類を添えて、記載事項の変更を管轄警察署長に申請すること。

（ア）証明書等に記載された団体の名称又は代表者

（イ）パトロールの実施地域

（ウ）使用自動車（当該自動車の台数、所有者又は使用の本拠の位置を含む。第6の1の(2)のイにおいて同じ。）

エ 青色防犯パトロールの実施者を変更しようとするときは、パトロール実施者変更申請書（別記様式第14）に、青色防犯パトロールを実施しないこととなる者に係る実施者証その他関係書類を添えて、管轄警察署長に申請すること。

オ 青色防犯パトロールを実施しなくなったときは、返納届（別記様式第15）に証明書等を添えて、管轄警察署長に返納すること。

第5 証明書等の再交付

1 申請書類の受理

(1) 管轄警察署長は、再交付申請書の提出を受けたときは、記載事項を確認の上、これを受理するとともに、生活安全企画課長に連絡して受理番号の通知を受け、当該再交付申請書及び証明書等管理台帳に当該受理番号その他所要の事項を記載するものとする。

(2) 生活安全企画課長は、管轄警察署長から再交付申請書を受理した旨の連絡を受けたときは、証明書等管理台帳に、受理番号、受理月日その他所要の事項を記載するとともに、当該受理番号を通知するものとする。

(3) 受理番号の通知を受けた管轄警察署長は、再交付申請書に基づいて申請の理由を調査し、事実と相違ないと認めるときは、当該再交付申請書を生活安全企画課長に送付するものとする。

(4) 生活安全企画課長は、(3)の規定により再交付申請書の送付を受けた場合において、証明書等を再交付する必要があると認めるときは、新たな証明書等を作成の上、これを証明書等送付書に添えて、当該申請に係る管轄警察署長に送付するものとする。

2 証明書等の再交付

(1) 管轄警察署長は、1の(4)の規定により証明書等の送付を受けたときは、当該証明書等を速やかに申請者に交付するものとする。

(2) (1)の規定による証明書等の交付については、第4の7の(2)の規定に準じて処理するものとする。

第6 証明書等の記載事項の変更

1 適格団体証明書及び自主防犯パトロール標章の記載事項の変更

(1) 申請書類の受理

証明書記載事項変更申請書の提出を受けた場合において、生活安全企画課長及び管轄警察署長は、第5の1の規定に準じて処理するものとする。

(2) 適格団体証明書及び自主防犯パトロール標章の交付

ア 管轄警察署長は、生活安全企画課長から適格団体証明書及び自主防犯パトロール標章の送付を受けたときは、速やかに申請者に交付するものとする。

イ アの規定による適格団体証明書及び自主防犯パトロール標章の交付については、第4の7の(2)の規定に準じて処理するものとする。この場合において、適格団体証明書記載事項変更申請が使用自動車の変更に係るものであるときは、自主防犯団体の代表者に対し、運輸支局等へ自動車検査証の記録事項の変更手続を行う必要があることを教示するものとする。

2 実施者証の記載事項の変更

(1) 申請書類の受理

パトロール実施者変更申請書の提出を受けた場合において、生活安全企画課長及び管轄警察署長は、第5の1の規定に準じて処理するものとする。

(2) 実施者証の交付

ア 管轄警察署長は、生活安全企画課長から実施者証の送付を受けたときは、速やかに申請者に交付するものとする。

イ アの規定による実施者証の交付については、第4の7の(2)の規定に準じて処理するものとする。

第7 証明書等の返納

1 返納届の受理

管轄警察署長は、その管轄区域内で活動する適格団体証明書の交付を受けた自主防犯団体から、青色防犯パトロールを実施しなくなった旨の申出を受けたときは、返納届により証明書等の返納を受理するとともに、証明書等返納報告書（別記様式第16）に当該返納届及び証明書等を添えて、生活安全企画課長に送付するものとする。この場合において、管轄警察署長は、団体管理台帳を整理するとともに、自主防犯団体の代表者に対して、運輸支局等への自動車検査証の記録事項の削除に関する手続について教示するものとする。

2 運輸支局等への連絡

生活安全企画課長は、証明書等の返納を受けた旨を返納・取消連絡票（別記様式

第17)により運輸支局等へ連絡するものとする。

第8 青色防犯パトロール適格団体証明の取消し

1 取消該当事案認知書の送付

管轄警察署長は、その管轄区域内で活動する適格団体証明書の交付を受けた自主防犯団体が、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めた場合は、取消該当事案認知書（別記様式第18）に関係書類を添えて、生活安全企画課長に送付するものとする。

- (1) 青色防犯パトロールを実施しなくなったとき。
- (2) 青色防犯パトロール適格団体証明申請の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第4の1の(1)に該当しなくなったとき。
- (4) 継続的な青色防犯パトロールが行われていないと認められるとき。
- (5) 第10に規定する青色防犯パトロール講習を受講しないなど適切な青色防犯パトロールを継続していくことが困難であると認められるとき。
- (6) 第4の1の(5)に掲げる事項に違反したとき。
- (7) 第4の4の(1)のアからウまでに掲げる行為を行ったとき。
- (8) その他不適切な活動を行ったとき。

2 取消しの手続

- (1) 管轄警察署長は、軽微な違反で指導により改善が可能な場合は、まず指導を行い、それでも是正されないときは、証明取消上申書（別記様式第19）に必要な書類を添えて、生活安全企画課長を経由して青色防犯パトロール適格団体証明の取消しを本部長に上申するものとする。
- (2) 生活安全企画課長は、青色防犯パトロール適格団体証明の取消しが決定されたときは、証明取消通知書（別記様式第20）を作成し、当該上申に係る管轄警察署長に送付するものとする。
- (3) (2)の規定による証明取消通知書の送付を受けた管轄警察署長は、当該証明取消通知書を対象となる自主防犯団体の代表者に交付するとともに、証明書等返納報告書に当該団体から返納を受けた証明書等を添えて、生活安全企画課長を経由して本部長に報告するものとする。この場合において、管轄警察署長は、団体管理台帳を整理するとともに、青色防犯パトロール適格団体証明を取り消そうとする自主防犯団体の代表者に対して運輸支局等へ自動車検査証の記録事項の変更申請を行うよう教示するものとする。

3 運輸支局等への連絡

生活安全企画課長は、2の(3)に規定する本部長への報告の後、青色防犯パトロー

ル適格団体証明の取消しが決定された旨を返納・取消連絡票により運輸支局等へ連絡するものとする。

第9 自主防犯活動活性化活動

1 自主防犯活動活性化活動の種別

本部長は、次に掲げる場合は、自主防犯活動活性化活動に該当するものとして、青色回転灯等装備車の使用を認めることができる。

- (1) デモンストレーション（青色回転灯等装備車を運用する自主防犯団体が、既に青色防犯パトロール適格団体証明を受けているパトロール実施地域に関係なく、他の自主防犯団体又は警察からの要請に基づいて行う青色防犯パトロールをいう。）を行う場合
- (2) 合同パトロール（青色回転灯等装備車を運用する自主防犯団体が、既に青色防犯パトロール適格団体証明を受けているパトロール実施地域以外の地域において、他の青色防犯パトロールを行う自主防犯団体又は警察と協働して行う青色防犯パトロールをいう。）を行う場合
- (3) 出発式又はパレード（青色回転灯等装備車を運用する自主防犯団体が、既に青色防犯パトロール適格団体証明を受けているパトロール実施地域に関係なく、他の自主防犯団体又は警察からの要請に基づいて行う出発式又はパレードをいう。）を行う場合
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、自主防犯パトロール以外で、自主防犯活動の活性化に寄与する活動を行う場合

2 申請書類の受理等

(1) 自主防犯団体からの申請

ア 申請書類の受理

(ア) 管轄警察署長は、自主防犯団体からデモンストレーション等運行申請書（別記様式第21）の提出を受けたときは、記載事項を確認の上、これを受理するとともに、生活安全企画課長に連絡して受理番号の通知を受け、当該デモンストレーション等運行申請書及び証明書等管理台帳に当該受理番号等所要の事項を記載するものとする。

なお、デモンストレーション等運行申請書を受理するに当たっては、申請に係る活動が道路の使用に該当するか否かを十分に検討し、該当すると認められるときは、道路使用許可の申請について指導するものとする。

(イ) 生活安全企画課長は、管轄警察署長から(ア)の連絡を受けたときは、証明書等管理台帳に、受理番号、受理月日その他所要の事項を記載するとともに、

当該受理番号を通知するものとする。

イ 進達

(ア) アの(イ)規定により受理番号の通知を受けた管轄警察署長は、デモンストレーション等運行申請書及び関係書類に基づいて申請の理由を調査し、事実と相違ないと認めるときは、速やかに生活安全企画課長を経由して本部長に進達するものとする。

(イ) 生活安全企画課長は、(ア)の規定による進達があった場合において、本部長が自主防犯活動活性化活動に該当すると認めたときは、証明書等送付書に青色回転灯等装備車章（自主防犯活動活性化のための運行実施用）（別記様式第22。以下「自主防犯活動活性化運行標章」という。）を添えて、当該進達を行った管轄警察署長に送付するものとする。

(2) 管轄警察署長からの上申

ア 管轄警察署長は、自主防犯団体に要請して自主防犯活動活性化活動を実施しようとするときは、デモンストレーション等運行上申書（別記様式第23）を作成するとともに、生活安全企画課長に連絡して受理番号の通知を受け、当該デモンストレーション等運行上申書及び証明書等管理台帳に当該受理番号等所要の事項を記載するものとする。

イ 生活安全企画課長は、管轄警察署長からアの連絡を受けたときは、証明書等管理台帳に、受理番号、受理月日その他所要の事項を記載するとともに、当該受理番号を通知するものとする。

ウ イの規定により受理番号の通知を受けた管轄警察署長は、速やかに生活安全企画課長を経由して本部長に上申するものとする。

エ 生活安全企画課長は、ウの規定による上申があった場合において、本部長が自主防犯活動活性化活動に該当すると認めたときは、証明書等送付書に自主防犯活動活性化運行標章を添えて、当該上申を行った管轄警察署長に送付するものとする。

3 自主防犯活動活性化運行標章の交付

(1) 管轄警察署長は、2の(1)のイの(イ)又は(2)のエの規定による自主防犯活動活性化運行標章の送付を受けたときは、これを速やかに自主防犯団体の代表者に交付するものとする。この場合において、管轄警察署長は、当該代表者に対し、次に掲げる事項を教示するものとする。

ア 自主防犯活動活性化活動の終了後は、自主防犯活動活性化運行標章を速やかに返納すること。

イ 自主防犯活動活性化活動は、道路の交通に支障が生じない範囲内で行うこと。

(2) (1)の規定による自主防犯活動活性化運行標章の交付については、第4の7の(2)の規定に準じて処理するものとする。

4 自主防犯活動活性化運行標章の再交付、記載事項の変更及び返納

自主防犯活動活性化運行標章の再交付、記載事項の変更及び返納については、証明書等の例に準じて処理するものとする。

第10 青色防犯パトロール講習

1 青色防犯パトロール講習の実施

本部長は、適切な青色防犯パトロールの継続性を確保するため青色防犯パトロールに関する講習（以下「青色防犯パトロール講習」という。）を計画的に実施するものとする。

2 受講対象者

青色防犯パトロール講習は、青色防犯パトロールを実施しようとする者のうち、次のいずれにも該当するものに対して行うものとする。ただし、自主防犯パトロール講習に関する知識及び経験が十分であると本部長が認める者については、この限りでない。

(1) 第4の1の(1)に規定する自主防犯団体に所属し、かつ、18歳以上の者

(2) 初めて青色防犯パトロール講習を受けようとする者又は青色防犯パトロール講習を受けた後おおむね3年が経過する者

3 青色防犯パトロール講習の申請手続

(1) 管轄警察署長は、青色防犯パトロールを行い、又は行おうとする自主防犯団体の代表者から、青色防犯パトロール講習受講申請書（別記様式第24。以下「受講申請書」という。）の提出を受けたときは、2に規定する受講対象者に該当するか確認の上、これを受理するものとする。

(2) (1)の規定により受講申請書を受理した管轄警察署長は、生活安全企画課長から受講番号、講習日及び場所等について通知を受け、受講申請書の所定の欄に記載するとともに、申請者に対して、作成した受講票（別記様式第25）を交付するものとする。この場合において、作成した受講申請書の写しを生活安全企画課長に送付するものとする。

(3) 生活安全企画課長は、受講申請書の写しを受理したときは、講習申請受理台帳（別記様式第26）に所要の事項を記載しておくものとする。

4 講習内容等

講習内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 基本的心構え
- (2) 犯罪発生状況等
- (3) パトロール実施要領及び活動上の留意事項
- (4) 急訴事案への対応・通報要領
- (5) 各種申請手続

5 管轄警察署長の措置

- (1) 管轄警察署長は、青色防犯パトロールの実施者に対し、年1回以上活動に必要な情報を提供するものとする。
- (2) 管轄警察署長は、青色防犯パトロールの実施者が青色防犯パトロール講習を受けない場合は、講習の必要性を説明するなどして受講を促し、受講することができないと認められる場合には、証明の適否について再度検討するものとする。

第11 警察車両との識別措置

管轄警察署長は、使用自動車について、自主防犯団体の名称を表示するなど警察車両と明確に識別できるよう措置を採るよう指導するものとする。

なお、青色回転灯等装備車以外の自主防犯パトロール用の自動車についても、これと同様の指導を行うものとする。

第12 報告

管轄警察署長は、次に掲げる事案等を認知したときは、生活安全企画課長を経由して、速やかに生活安全部長に報告するものとする。

- (1) 青色防犯パトロール中のパトロール実施者が、被疑者を検挙し、又は被疑者の特定に結びつく情報を入手した事案
- (2) 青色防犯パトロール中のパトロール実施者が当事者となった交通事故
- (3) 青色防犯パトロール中のパトロール実施者が負傷した事案
- (4) 警察の証明を受けずに青色回転灯等を装備した者を検挙した事案
- (5) その他効果的な青色防犯パトロール及び自主防犯活動活性化活動を実施するために必要な事項

(別記様式省略)